

監査公告第11号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した総務部及び会計課に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年10月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 俊昭

総務部及び会計課定期監査結果報告

第1 監査期間

平成29年9月7日から平成29年10月8日まで

第2 監査の対象

秘書課、総務課、防災対策課、財政課、工事検査室、企画課、会計課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。(事情聴取の主な項目は別紙のとおり)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

第5 監査意見

- ・公契約条例の適切な運用について、次のとおり意見を付す。

公契約条例の目的達成に向けて総合評価落札方式を導入し、「障がい者雇用」と「次世代育成支援」の評価項目を追加したとのことだが、加点ポイントの取り扱いについては、さらに検討され、より適切な対応が図られるよう努められたい。

- ・補助金、負担金の見直しについて、次のとおり意見を付す。

かつて補助金等制度審査委員会を設け、補助金等の見直しに対応していたとのことだが、現在、審査会の開催や見直し手続きは、当時と相違しているように見受けられる。実態に合っていない委員会設置要綱については、廃止を含めて見直すとともに、適切な補助金、負担金の見直しの仕組みづくりに今後とも努められたい。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

総務部 定期監査 事情聴取（H29.9.25実施）の主な内容

1. 会計課

- ・消耗品購入の公平性について

2. 財政課、工事検査室

- ・公契約条例の適切な運用について
- ・地方交付税見込の差異について
- ・予備費の執行について
- ・法定外公共物について
- ・工事検査件数について
- ・補助金負担金の見直しについて

3. 総務課

- ・臨時・非常勤職員任用制度の改正について
- ・職員のストレスチェック制度について
- ・職員研修について

4. 企画課

- ・指定管理の展観施設における文化事業について
- ・乗合タクシー運行业務委託料について

5. 秘書課

- ・秘書課業務について

6. 防災対策課

- ・防災情報伝達システムについて
- ・加賀市防災協議会活動補助金について
- ・AEDの設置状況について